

「覚醒剤密輸事件」無罪報告

宮村 啓太 Miyamura Keita (55期)

令和6年3月12日、東京地裁において覚醒剤取締法違反及び関税法違反被告事件（裁判員裁判）につき無罪の言渡しを受けた（相弁護士・大藪昌平弁護士）。その後、検察官からの控訴申立てなく無罪判決が確定した。本レポートでは、私たち弁護士が行った調査活動及び捜査機関の補充捜査への対応の検討について報告する。

1 事案の概要

公訴事実は要旨、被告人A氏が氏名不詳者らと共謀の上、令和3年1月に、アラブ首長国連邦(UAE)から国際貨物輸送業者を利用して航空機で覚醒剤を含有する固形物を隠匿した貨物を輸入しようとしたところ、輸入されてきた貨物に覚醒剤が隠匿されているのが税関職員によって発見されたというものである。

この貨物の輸入について、A氏は、輸送業者と電話やメールのやり取りをしたり、輸送業者の事業所まで貨物を受け取りに行く者を決めたりすることなどを担当していた。A氏は、知人からオイ

ルの輸入の仕事を手伝うことを依頼され、適法な輸入の仕事であると考えていた。弁護士は、A氏は輸入されてくる貨物に覚醒剤等の違法薬物が隠匿されているとは認識していなかったから無罪であると主張した。公判では覚醒剤密輸の故意の有無が有罪・無罪を分ける主たる争点となった。

2 検察官の主張の概要

検察官は次のように主張して、A氏は航空機で輸入されてくる貨物に覚醒剤等の違法薬物が入っているかもしれないと認識していたはずであると主張した。

- ①A氏は、輸入事業に関するノウハウを持ち合わせておらず、輸入の仕事を知人から持ち掛けられた当初から、違法取引ではないかと疑念を抱いていたはずである。
- ②適法な輸入であったとすれば不自然な取引であると気付く事情が多々あった。
- ③A氏は自身の関与が表に出ないように行動していた。



3 検察官開示証拠の検討を通じた疑問

公訴事実で問題とされたのは、令和3年1月に輸入されてきた貨物に隠匿されていた覚醒剤である。UAEからこの貨物が発送された時点では、貨物の荷受人はX社とされていたが、貨物が発送された後に荷受人が変更されて、A氏が設立等に関与した会社が荷受人になった経緯があった。

【本件公訴事実の輸入】

UAEからX社に宛てて貨物発送



発送後に荷受人変更

検察官から類型証拠として開示された証拠によれば、当初の荷受人とされていたX社が、前年（令和2年）に2回にわたってUAEから貨物を輸入した履歴があった。

令和2年秋：X社がUAEから貨物を輸入

令和2年秋：X社がUAEから貨物を輸入

令和3年1月：UAEからX社を荷受人として貨物発送（本件公訴事実の輸入）

A氏にはX社やその代表者と接点はなく、前年の2回の輸入にA氏は関与していなかった。検察官も、前年の2回の輸入にA氏が関与したとは主張しなかった。A氏が関与していない前年の2回の輸入について捜査をすれば、一連の密輸を企てて主導したのが誰であったのかが明らかになったかもしれないが、捜査機関が前年の2回の輸入やX社について詳細に調べた形跡はなかった。



4 弁護人の調査活動等

弁護人は公判において、令和3年1月の輸入について検察官が主張する「適法な輸入であったと

すれば不自然な取引であると気付く事情」などを説明しきることはもとより、A氏は違法取引であると疑っていたならばとるはずがない行動をとっていたことを主張することを予定していた。

のみならず、無罪判決を得るためには、A氏が覚醒剤の密輸である事情を知らされないまま組織に利用されてしまったストーリーを示すことも必要であると考えていた。

本件は、末端価格が約9億円にもなるとされる大量の覚醒剤の密輸が企てられた事案である。大規模な組織が企てた密輸案件であることは明らかである。そこで、A氏が組織に利用された側の立場にあったことを示す前提として、組織がX社を利用して海外から覚醒剤密輸を繰り返していた可能性があることにつき、証拠開示によらない調査活動を進めることにした。

X社の登記事項を確認したところ、同社は令和2年秋頃当時は設立されてまだ間もない会社であったことが判明した。公共職業安定所に対する弁護士会照会により、当時のX社による従業員雇用状況（事業所別被保険者台帳記載の被保険者）が判明した。通信会社に対する弁護士会照会により、前年の2回の輸入にあたって税関にX社の連絡先として届けられた電話番号の契約名義が判明した。さらに同社の本店所在地を訪れてみるなどすることで、同社がどのような事業を営んでいるのかもおよそ把握することができた。それらの情報を踏まえると、設立されて間もないこの会社がUAEから複数回にわたって貨物を輸入するのはとても不自然であることから、組織による覚醒剤密輸にX社が利用されていた可能性があると考えられた。

次に、令和2年の2回の輸入について、税関にどのような申告がなされ、誰が貨物を受領したのかについて税関及び輸送業者に弁護士会照会を行ったが、いずれからも回答を得ることができなかった。そこで、それらの照会事項につき裁判所に対する公務所等照会を申し立てたところ、輸送

業者の裁判所に対する回答により、令和2年に輸入された貨物はいずれも配送が完了していたことが判明したが、誰が受領したかについての記録は残存していなかった。

また、弁護人からの公務所等照会申立てを契機として捜査機関が行った補充捜査により、X社を荷受人とする2回の輸入の直後に、本件公訴事実の輸入の仕出人とほぼ同じ名称のUAEの法人から日本に貨物が輸入され、覚醒剤が隠匿されており、受領役が逮捕されていたことが判明した。このことも、当初の検察官請求証拠や類型証拠では明らかになっていなかった事実であった。

令和2年秋 : 設立から間もないX社がUAEから貨物を輸入

令和2年秋 : X社がUAEから貨物を輸入

令和2年秋 : 本件輸入とほぼ同名称のUAE法人から貨物が輸入されて覚醒剤の隠匿が判明して受領役が逮捕

令和3年1月: UAEからX社に宛てて貨物発送
(本件公訴事実の輸入)

以上の調査結果を踏まえ、本件公訴事実の覚醒剤密輸を企てた組織は、仕出人となったUAE法人やX社を利用して覚醒剤密輸を繰り返していた可能性があり、令和2年秋の受領役逮捕によってリスクが高まっている中で、今度は事情を知らないA氏を利用して再び覚醒剤密輸を実行しようとしたと考えられることを示すこととした。公判に顕出した調査結果は以上のとおりであったが、本件公判準備の過程で行った弁護士会照会申出は20件ほどになった。



5 補充捜査に関する申入れ

A氏は知人から輸入の仕事を手伝うことを依頼され、適法な輸入であると考えて輸入に関与していた。A氏は起訴前段階では黙秘権を行使しており、知人から依頼を受けた事情が検察官に初めて明らかになったのは、公判前整理手続中に弁護人が予定主張記載書面を提出した時点であった。

検察官が予定主張記載書面を読めば、弁護人が関係者として名前を明らかにした知人らにつき捜査機関が事情聴取を行うことは確実であると予想された。この補充捜査は、起訴前の捜査とは異なり、被告人であるA氏及び弁護人のケースセオリーを把握したうえで、しかも検察官としての事件の見立てを固め、既にA氏を起訴して証明予定事実記載書面も提出した状況で行われるものである。そのため弁護人としては、A氏及び弁護人のケースセオリーを覆す方向での誘導がなされるおそれがあるため、事情聴取を受けた初期供述状況に関する証拠を保全させることが不可欠であると考えた。

そこで、予定主張記載書面の提出後直ちに、検察官に対して次の内容の申入れを書面で行った。

司法警察職員、検察官、その他の捜査官が、今後、下記の人物と面談（事情聴取、取調べ、証人テスト、その他の名目のいかんを問わない）をする場合には、その全過程を録音・録画するとともに、その経過を記載したメモ、手控え、備忘録、その他の資料の全てを廃棄せずに保管されたい。

記

- ① ○○氏
- ② □□氏
- ③ その他の今後の補充捜査において事情聴取を行う人物

その後、司法警察職員及び検察官は、弁護人が

予定主張記載書面に記載した関係者3名の事情聴取を行ったが、そのうち1名の司法警察職員による事情聴取だけが録音・録画され、その他の事情聴取は録音・録画されなかった。

また、事情聴取の際に作成されたメモについて検察官に証拠開示を請求した。そうしたところ、検察官がメモは存在しない旨を回答したことから、何のメモも作成されないことは常識的に考えてあり得ないと主張して、裁判所に証拠開示命令を申し立てた。しかし、裁判所は「検察官の説明内容が不合理であるとはいえない」として申立てを棄却した。

その上で、検察官は3名のうち1名の証人尋問を請求した。弁護人は、弁護人の申入れにもかかわらず初期供述状況に関する証拠の保全を怠っておきながら成果物である供述を公判に顕出しようとすることは訴訟上の権利の濫用であると主張して異議ありの意見を述べたが、裁判所は証人尋問の採用を決定し、弁護人の異議申立てを棄却した。ただし、結果的には公判期日に当該証人が体調不良により出頭せず、検察官が証人尋問請求を撤回したため、証人尋問は行われなかった。

結果的に補充捜査における初期供述状況に関する証拠を十分に保全させることができず、今後の同様の局面に対応するにあたっての検討課題が残った。起訴前段階で黙秘権を行使した事案であれば、同様の課題が生じるものと思われる。

6 無罪判決

裁判所は判決において、「検察官が指摘する事情をみても、被告人が本件貨物内に違法な物が入っているかもしれないと認識していたといえる決定的な事情はない」とした上で、「検察官が指摘する事情を総合しても、被告人が本件貨物内に違法な物が入っているかもしれないという認識があったと推認することはできない」とし、公訴事実につき証明不十分であるとして無罪と結論付けた。

判決では「検察官が指摘する事情」についてA氏の説明を前提として理解できる旨の判断が順次示されたが、判決を聞いた上でやはり、これら各事情について個別に説明をするだけでは足りず、A氏が利用された背景事情（組織が様々な者を利用して覚醒剤密輸を繰り返していた経過）の説明を試みたのは、無罪の結論に達するために必要な弁護活動であったと考えている。その活動にあたっては、捜査機関の証拠収集は当該取引における被疑者の疑わしい行動に焦点を当てて行われることから、弁護人独自の視点から証拠開示請求に限られない調査活動を検討する必要があることを改めて実感した。

